

社会保険労務士 佐藤 文子

B's 事務所便り

連絡先：〒466-0058
名古屋市昭和区白金3-20-24-308

電話：052-881-0404
FAX：052-881-0440
e-mail：info@b-z.jp



「確定拠出年金」の 使い勝手が良くなる？

◆「適年」の受け皿として

厚生労働省は、「確定拠出年金制度」（日本版 401k）を拡充するため、関連法の改正案を来年の通常国会に提出する方針を明らかにしています。

同省では、今でも多くの中小企業が採用している「適格退職年金制度」（2012 年 3 月末に廃止予定）の受け皿として、この確定拠出年金が大いに活用されることを期待しているようです。

◆確定拠出年金の特徴と導入の背景

確定拠出年金は、拠出された掛金が個人ごとに明確に区分され、掛金とその運用収益との合計額をベースに年金給付額が決定される年金制度です。

厚生年金基金や適格退職年金などの企業年金制度は、給付額が約束されるという特徴がありますが、離転職時の年金資産の持ち運びが十分確保されておらず労働移動への対応が困難であることなどが指摘されていました。

そこで、公的年金に上乗せされる部分における新たな選択肢として、2001 年 10 月に確定拠出年金制度が導入されました。

◆予定されている主な改正内容

確定拠出年金には、企業のみが掛金を拠

出する「企業型」と、個人のみが掛金を拠出する「個人型」がありますが、来年予定されている改正はこのうち「企業型」に関するものであり、主な内容は次のとおりです。

- (1) 個人による掛金拠出を認める（ただし個人の掛金は企業の拠出額以下とする）
- (2) 加入年齢を引き上げる（積立期間の上限を「60 歳」から「65 歳」に変更する）

なお、「企業型」の確定拠出年金の導入件数は、2008 年 3 月末時点で 3,043 件（加入者数 311 万人）です。

◆果たして加入件数は増えるか？

確定拠出年金は、運用が悪化すれば個人の年金受給額は減ってしまうものの、翻せば運用のチャンスが個人が享受できるとも言え、企業にとっては、追加負担を求められることが基本的にはないというメリットがあります。改正により、厚生労働省のねらい通りに加入件数が増えていくのか、注目していきたいところです。

「中小企業緊急雇用安定助成金」の 変更点、「雇用保険法」の改正案

◆民主政権で何が変わった？

民主政権に変わり、雇用関係に関しても

様々な動きがあります。ここでは、中小企業にとって影響の大きい「中小企業緊急雇用安定助成金」の変更点と「雇用保険法」の改正案を取り上げます。

◆「中小企業緊急雇用安定助成金」の変更内容

「中小企業緊急雇用安定助成金」の支給要件が次のように緩和されています。

(1) 助成金対象の拡大

これまで、出向労働者を出向元に復帰させた後、6カ月を経ずに再度出向させた場合には助成金の対象外であったものが、対象とされました。これは、平成22年11月29日までの時限措置とされています。

(2) 生産量要件の緩和

生産量要件（従来は「売上高・生産量の最近3カ月間の月平均値がその直前3カ月または前年同期に比べ5%以上減少していること」に、「売上高・生産量の最近3カ月間の月平均値が前々年同期に比べ10%以上減少し、直近の決算等の経常損益が赤字であること」が加えられました。この要件は、対象期間の初日が平成21年12月2日～平成22年12月1日の間にあるものに限られます。

◆「雇用保険法」の改正案

厚生労働省は「雇用保険法」の改正原案をまとめ、その内容を明らかにしました。来年の通常国会に改正案を提出し、来年4月からの施行を目指すとしていますので、今後の動向に要注目です。

(1) 加入に必要な雇用見込み期間の短縮
雇用保険への加入の際に必要な雇用見込み期間について、現行の「6カ月以上」から「31日以上」に短縮するとしています。この適用拡大により、新たに255万人が雇用保険の加入対象になると試算されています。

(2) 雇用保険料率の引上げ

労使折半とされている雇用保険料率について、現行の「0.8%」から「1.2%」に引き上げるとしています。

(3) 未加入扱いの遡及期間の延長

保険料を納付したにもかかわらず手続上の問題により未加入扱いとなった人の遡及期間について、現行の「2年まで」から「2年超」とするとしています。

職場で食事をとる人が増加傾向に

◆オフィス内での飲食が増えている

最近1年間で、出勤する日の昼食を「オフィス内の自分の席でとる」と答えた人が41%に上ることが、民間企業の調査でわかりました。

この調査は9月下旬にインターネットで実施され、首都圏・中部・近畿圏在住の企業の正社員らのうち20～59歳の男女1,000人を対象としています。

◆「職場で間食や昼食」が増加

この調査では、職場で食事をとる機会が増えたかどうか尋ねたところ、「間食や昼食で増えた」という人が目立ちました。まず、朝食、昼食、夕食、間食、夜食のそれぞれについて、出勤する日の摂取状況を尋ねたうえで、それぞれについて「ほとんど食べない」と答えた人を除き、最近1年間に職場でとる機会が増えたかどうかを尋ねています。

この結果、「増えた」が最も多かったのは「間食」の19%で、この割合は「減った」(13%、他の選択肢は「変わらない」「職場ではとらない」)より5ポイント以上高い結果になりました。次いで多かったのは「昼食」の17%で、「減った」(5%)を10ポイント以上も上回りました。

◆昼食は自席で

3食の食事については、出勤する日ここで食べているかという質問（複数回答）

には、朝食や夕食はいずれも「自宅」が最多でしたが、昼食は「オフィス内の自分の席」が最多で、次いで「街中の飲食店」（ファーストフードや喫茶店などを含む）、「社員食堂」、「社員食堂以外の職場のリフレッシュ空間」と続いています。

また、出勤する日の昼食で最も利用が多い場所についての質問については、「オフィス内の自分の席」が31%とトップで、最近1年間で昼食を職場でとる機会が「増えた」人に限ると、「オフィス内の自分の席」と回答した人の割合は複数回答の場合で49%、最も利用が多い場所でも37%といずれも高い割合となっています。

◆不況の影響で「節約志向・効率重視」に

職場で昼食をとる最大の理由で最も多かったのは「外に食べに行くより食事代を節約できるから」（35%）で、「時間を効率的に使えるから」（22%）が続いています。

節約ニーズと効率重視である職場での食事は、昨今の不況が少なからず影響していることから、今後も増加傾向にあると考えられます。

ます。

1月の税務と労務の手続 [提出先・納付先]

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合> [労働基準監督署]

20日

- 特例による源泉徴収税額の納付<前年7月～12月分> [郵便局または銀行]

31日

- 法定調書<源泉徴収票・報酬等支払調

書・配当剰余金調書・同合計表>の提出 [税務署]

- 給与支払報告書の提出<1月1日現在のもの> [市区町村]
- 固定資産税の償却資産に関する申告 [市区町村]
- 個人の道府県民税・市町村民税の納付<第4期分> [郵便局または銀行]
- 労働者死傷病報告の提出<休業4日未満、10月～12月分> [労働基準監督署]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出 [社会保険事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]

本年最初の給料の支払を受ける日の前日まで

- 給与所得者の扶養控除等申告書の提出 [給与の支払者]
- 本年分所得税源泉徴収簿の書換え [給与の支払者]

当事務所がお役に立てること

◆就業規則や人事制度、賃金・退職金制度を整備したいとき

◆社会保険、労働保険の手続きや申告で困ったとき

◆助成金申請、労災請求を任せたいとき

◆労働基準監督署等の是正勧告を受けたとき

◆労使のトラブルを裁判外で早期解決したいとき

◆自分の年金を知り、今後の生活の見通しを考えたいとき

◆生命保険や損害保険のセカンドオピニオンがほしいとき

◆ライフプランセミナーや社内研修の講師を探したいとき

◆401kについて相談したいとき

・・・お気軽にご相談ください。